

社援発 1228 第 1 号
令和 2 年 12 月 28 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の
一部を改正する省令の施行等に伴う通知様式等の改正について

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 208 号)が本年 12 月 25 日に公布・施行されたことに伴い、当職から発せられた通知により定められた様式等については、国民や事業者等の押印等を不要とする等、所要の改正を行うこととしている。

については、当職から発せられた以下の通知の改正の内容について、本日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏のないよう配慮されたい。

また、当局所管の法令に基づいて貴団体が実施する手続のうち、関係法令や当職から発せられた通知とは別に独自に定められている様式等において、国民や事業者等の押印等を求めている場合においては、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」(令和 2 年 12 月 18 日付け規制改革・行政改革担当大臣通知)(別添 1、2)及び本通知を参考として、押印の見直しに積極的に取り組むようお願いしたい。

記

第 1 様式の改正

(1) 次に掲げる通知の様式中、「印」を削る。

- ① 180 日を超えて入院している患者の取扱いについて(平成 14 年 3 月 27 日社援発第 0327028 号)【参考資料 1-1】

別紙 3

- ② 共済事業向けの総合的な監督指針の策定について(平成 20 年 3 月 31 日社援発第 0331005 号)【参考資料 1-2】

別添様式 1 から 42 まで及び様式Ⅱ-3-12-3 (3)

(2) 次に掲げる通知の様式中、「㊟」を削る。

- ① 高額寄付者に対する厚生大臣感謝状の贈呈について(昭和 59 年 9 月 12 日社庶第 104 号)【参考資料 2】

別紙様式（１）

(3) 次に掲げる通知の一部について、それぞれ次のように改正する。

- ① 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号）【参考資料 3-1】
 - ・次に掲げる様式中、「㊟」を削る。
様式 12、様式 19、様式 23 の 7
 - ・本文、様式 11、様式 13、様式 16、様式 17、様式 18 の 1、様式 18 の 1 の 2、様式 18 の 1 の 3、様式 25、様式 26 の 1、様式 26 の 2、様式 26 の 3 を【別添 3-1】のように改める。
- ② 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号）【参考資料 3-2】
 - ・本文第 9 の 1 中、「署名捺印」を「記名」に改める。【別添 3-2】
- ③ 生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて（昭和 63 年 5 月 27 日社施第 85 号）【参考資料 3-3】
 - ・次に掲げる様式中、「(印)」を削る。
別紙様式(1)、別紙様式(4)、別紙様式(8)
 - ・別紙様式 7 を【別添 3-3】のように改める。
- ④ 生活保護法施行細則準則について（平成 12 年 3 月 31 日社援第 871 号）【参考資料 3-4】
 - ・次に掲げる様式中、「㊟」又は「印」を削る。
別添 1～3、様式第 12～15 号、様式第 27 号、様式第 30 号、様式第 33 号、様式第 34 号
 - ・様式 10、様式 20、様式 23 を【別添 3-4】のように改める。
- ⑤ 社会福祉推進事業実施要領第 3 条第 2 項に規定する社会福祉推進事業評価委員会運営要領について（平成 23 年 12 月 6 日社援発 1206 第 4 号）【参考資料 3-5】
 - ・本文及び別紙を【別添 3-5】のように改める。
- ⑥ 社会福祉推進事業実施要領について（令和 2 年 3 月 31 日社援発 0331 第 21 号）【参考資料 3-6】
 - ・別添様式を【別添 3-6】のように改める。
- ⑦ 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について（平成 27 年 3 月 27 日社援発 0327 第 2 号）【参考資料 3-7】
 - ・次に掲げる様式中、「㊟」を削る。
第 1 様式 3、第 3 様式 1、第 3 様式 4、第 3 様式 5、第 3 様式 6
 - ・本文及び次に掲げる様式を【別添 3-7】のように改める。なお、第 2 様式 1-2 については、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年 厚生労働省令第 209 号）の改正に伴い、性別欄の削除も併せて行う。
第 1 様式 1、第 1 様式 2、第 2 様式 1-1 A、第 2 様式 1-2、第 2 様式 1-3、第 2 様式 2-1、第 2 様式 2-2、第 2 様式 5、第 2 様式 6、第 2 様式 9-1、第 2 様式 9-3、第 2 様式 10-1、第 2 様式 10-3

⑧ 生活保護法による進学準備給付金の支給について（平成 30 年 6 月 8 日社援発 0608 第 6 号）【参考資料 3－8】

- ・ 3（1）中、「署名捺印」を「記名」に改める。【別添 3－8】

第 2 経過措置

改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、訂正印や手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができるものとする。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局 03-5253-1111（代表）

総務課 佐藤、太田、若目田、岡崎（内線 2891、2809）

保護課 八木、東浦（内線 2827）

地域福祉課 川田、太田（内線 2232）